

第 11 部 奨学事業及び学校安全

第 1 章 奨学事業

第 1 節 岐阜県選奨生奨学金

岐阜県選奨生奨学金貸与規則により、本県内に住所を有する者の子弟で学業成績が優秀であって、経済的理由のため修学が困難な者に対して奨学金を貸与し、将来社会に有為な人材を育成することを目的とする。

平成 23 年度の貸与月額等は次のとおりである。

種類	岐阜県選奨生奨学金 (大学生等)	岐阜県選奨生奨学金 (高校生)
申請 資格	以下の要件を全て満たす生徒 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・人物、学業とも優秀であること (新入生の方は高校 3 年生の評定平均が 3.5 以上、 在学生(2 年生以上)の方は前学年の評定平均が 3.0 以上) ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認められること (家計支持者の全収入がおおむね 1,000 万円以下) 収入基準は家族構成により異なります。 	以下の要件を全て満たす生徒 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・人物、学業とも優秀であること (新入生の方は中学 3 年生の評定平均が 3.5 以上、 在学生(2 年生以上)の方は前学年の評定平均が 3.0 以上) ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認められること (家計支持者の全収入がおおむね 800 万円以下) 収入基準は家族構成により異なります。
対象 校種	大学 短期大学 高等専門学校	高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校の高等部 専修学校の高等課程

貸付 月額	高専	県選奨生奨学金 のみの場合	18,000 円	自宅通学	自宅外通学又は 通学費高額負担 者			
		日本学生支援機 構奨学金併用者	14,000 円		国 公立 高校	選択	18,000 円	選択
		県選奨生奨学金 のみの場合	32,000 円	選択		30,000 円	選択	35,000 円
		日本学生支援機 構奨学金併用者	16,000 円	選択	30,000 円	選択	35,000 円	
	大学	県選奨生奨学金 のみの場合	32,000 円	選択	47,000 円	選択	52,000 円	
		日本学生支援機 構奨学金併用者	16,000 円	選択	30,000 円	選択	35,000 円	
利息	無利息							

返還方法：無利息、10年以内半年年賦均等払、在学期間等返還猶予

緊急採用：失職、破産、会社の倒産、病気、死亡等又は火災、風水害等により家計急変のため、修学が困難な者に対し、貸与する。

第2節 岐阜県高等学校奨学金

勉強意欲がありながら、経済的理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対して、奨学金を貸与することにより教育の機会を確保することを目的とする。

平成23年度の貸与月額等は次のとおりである。

種 類	岐阜県高等学校奨学金		
申請資格	以下の要件を全て満たす生徒 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認められること (世帯全員の全収入がおおむね350万円以下) 収入基準は家族構成等により異なります。 		
対象校種	高等学校 中等教育学校の後期課程 高等専門学校		
貸付月額		自宅通学	自宅外通学又は 通学費高額負担者
	高等専門学校	18,000円	
	国公立高校	18,000円	23,000円
	私立高校	30,000円	35,000円
利息	無利息		

返還方法：無利息、10年以内半年年賦均等払、在学期間等返還猶予

第3節 岐阜県子育て支援奨学金

多子世帯の子どもの修学にかかる経済的負担の軽減を図るため、第3子以降を対象に奨学金を貸与し、有為な人材の育成及び経済的な子育て支援の一助とする。

平成23年度の貸与月額等は次のとおりである。

種 類	岐阜県子育て支援奨学金		
申請資格	以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・生徒自身が第3子以降であること		
対象校種	高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校の高等部 専修学校の高等課程 高等専門学校		
貸付月額		自宅通学	自宅外通学又は通学費高額負担者
	高等専門学校	18,000円	
	国公立高校	18,000円	23,000円
	私立高校	30,000円	35,000円
	入学支度金 (希望者のみ)	75,000円	
利息	無利息		

返還方法：無利息、10年以内半年年賦均等払、在学期間等返還猶予

第4節 岐阜県高等学校定時制課程・通信制課程修学奨励費

昭和49年度から実施されている岐阜県高等学校定時制課程通信制課程修学奨励費貸付規則の規定により、定時制課程及び通信制課程に在学する勤労青少年の修学を促進し、教育の機会均等を保障するために修学奨励費の貸与を行う。

なお、所属する課程を卒業したときには、返還債務の全額を免除する。

平成23年度の貸与額は次のとおりである。

区 分	定時制課程	通信制課程
申 請 資 格	以下の要件を全て満たす生徒 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的理由により著しく修学が困難であること。 （修学困難者の年間所得が279万円以下であることなど） ・ 経常的収入を得る職業に就いている（年間90日以上就労） 又は雇用保険法第4条第3項に定める失業の状態にあること。 ・ 奨学金など修学資金の貸付け又は給付を受けていないこと。 ・ 通信制課程及び単位制の定時制課程の生徒については、年間18単位以上の単位数を履修していること。 ただし、学校で学年別に履修方法を定めている場合はそれに従い履修していること。	
対 象 校 種	県内の高等学校	県内の高等学校 広域の通信制高等学校
貸 付 月 額	公立 14,000円 私立 29,000円	14,000円
利 息	無利息	